

議案第 7 2 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 4 条第 2 項第 5 号、第 6 0 条第 9 号及び第 9 6 条第 8 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童の遊びを指導する者、児童指導員及び児童自立支援専門員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるため、この条例を制定するものである。